

指定管理者の候補者選定にかかる  
審議について（答申）

平成28年9月6日

宍粟市指定管理者選定審議会

## 目 次

### 1 . 審査概要

- ( 1 ) 審査日時及び開催場所
- ( 2 ) 宍粟市指定管理者選定審議会委員の構成
- ( 3 ) 公募要件等及び申請状況
- ( 4 ) 審査経過

### 2 . 審査の方法及び結果

- ( 1 ) 審査の方法
- ( 2 ) 審査結果
- ( 3 ) 指定管理者（優先交渉権者）の選定

### 3 . 総評

## 1. 審査概要

### (1) 審査日時及び開催場所

日 時	場 所
平成 28 年 8 月 29 日 (月) 9 時 30 分から 15 時 30 分まで	宍粟市役所 本庁舎 3 階庁議室

### (2) 宍粟市指定管理者選定審議会委員

役職名	氏 名
委員 長	田 住 武 久
副委員長	宮 脇 昭 介
委 員	梶 浦 妙 子
委 員	杉 本 憲 昭
委 員	中谷 浩臣 (欠席)

### (3) 公募要件等及び申請状況

『道の駅「ちくさ」』の指定管理者募集にかかる公募要件等及び申請状況は次のとおりでした。

#### 「公募要件等」

1. 対象施設 道の駅「ちくさ」
2. 指定管理期間 平成 29 年 4 月 1 日～平成 33 年 3 月 31 日までの 4 年間
3. 募集期間 平成 28 年 7 月 13 日 (水)～平成 28 年 8 月 19 日 (金)

#### 「応募者」

応募団体名 社会福祉法人はなさきむら  
所在地 兵庫県佐用郡佐用町米田 304-24  
代表者 目 黒 輝 美

### (4) 審査経過

諮問 (平成 28 年 8 月 29 日)

宍粟市指定管理者選定審議会 (以下「審議会」という。)において指定管理者の候補者について審議を行い、その結果を答申するよう諮問を受けました。

第一次審査 (平成 28 年 8 月 29 日)

第一次審査として申請書による書類審査を行いました。

第二次審査（平成 28 年 8 月 29 日）

第二次審査として、応募者によるプレゼンテーションを行い、個別にヒアリングを行いました。

## 2 . 審査の方法及び結果

### (1) 審査の方法

第一次審査（書類審査）と第二次審査（プレゼンテーション）の採点方式による審査とし、第一次審査（600点）と第二次審査（120点）の合計（720点）の6割（432点）以上を獲得した申請者を指定管理者の候補者としました。

なお、次の審査基準を以て、第一次審査及び第二次審査を行いました。

利用者の平等な利用を確保し、サービスの向上が図れる団体か。

施設を適切に維持管理し、経費の縮減が図れる団体か。

管理を安定して行う物理的能力及び人的能力を有する団体か。

施設の設置の目的を達成するために十分な能力を有する団体か。

### (2) 審査結果

	審査基準	社会福祉法人 はなさきむら	配点
第一次審査結果 (書類審査)	(1)利用者の平等な利用を確保できるものであること、及びサービスの向上が図られるものであること。	98点	140点
	(2)施設の適切な維持及び管理を図ることができるものであること、並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること	148点	220点
	(3)管理を安定して行う物理的能力及び人的能力を有する団体	90点	120点
	(4)施設の設置の目的を達成するために十分な能力を有する団体	56点	80点
	(5)その他 危機管理体制 情報管理	29点	40点
	(1)～(5) 計	421点	600点
	第二次審査結果(プレゼンテーション)	100点	120点
	総合計	521点	720点
	得点率 720点満点中	72.4%	

### (3) 指定管理者（優先交渉権者）の選定

第一次審査及び第二次審査の合計点の結果、公募にかかる指定管理者候補者の採点結果は、第一次審査と第二次審査の合計得点 720 満点の 6 割以上とした選定基準を満たす結果であったことから、社会福祉法人はなさきむらを優先交渉権者として選定いたしました。

## 3 . 総評

指定管理者候補者の選定にあたり、上記 2 . (1) 審査方法に掲げる 4 つの審査基準に重点をおき、審議いたしました。

以下、今回の『道の駅「ちくさ」』の審議を通して所見を総評として述べます。

はじめに、応募団体社会福祉法人はなさきむらは、道の駅「ちくさ」を「はなさきむら作業所」の支所として運営するとして応募されており、このためには「はなさきむら作業所」の運営規定の変更の届出を行い、兵庫県の承認が必要であることを確認し、これを前提として、本審議会は、審議を行いました。

応募団体の社会福祉法人はなさきむらにおいては、観光施設の管理運営について、それぞれの審査基準項目に基づき、書類審査である第一次審査を行ったところ、指定管理者制度の趣旨を理解したうえで、『道の駅「ちくさ」』の設置目的・役割を十分に認識されていると評価いたしました。

次に、経営基盤が安定しているか、健全であるかといった点を財務諸表から検証し、プレゼンテーションにおいても確認をいたしました。これについても、毎年度純利益を確保され、安定した経営基盤を築かれており、応募条件にあります指定管理期間 4 年間という長期間を健全な管理運営のもと、市民サービスを継続して提供できる能力を有していると評価いたしました。

よって、本審議会は、第一次、第二次審査の結果のとおり、社会福祉法人はなさきむらを『道の駅「ちくさ」』の優先交渉権者として選定します。

今回の指定管理者候補者の選定においては、地域住民の雇用の促進と観光情報の発信、及び特産物の振興を図ることを目的とした観光施設の管理運営に、社会福祉事業を主たる目的とした社会福祉法人からの応募があったことから、目的の異なる団体による施設の管理運営について慎重審議した結果、観光施設と福祉事業の融合により、『道の駅「ちくさ」』のこれまで以上の集客と賑わいのある運営を期待するところであります。

以上、市当局におかれても、本答申を踏まえて総合的に判断し、今回の指定管理者の選定にあたられるよう留意願います。

最後に、平成 33 年 3 月末を以って市内の公の施設が一斉に指定管理期間の満了を迎えることとなりますが、次期指定管理者選定にあたっては、今般同様に幅広い分野からの応募も想定されますので、市民サービスの向上や施設の目的を十分に達成できる団体を選定いただくよう申し添えます。